

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 いじめ対応改善の予算要望を市長が承認しなかったのか

質問要旨

今回、公文書の公開請求により驚くべきことが判明した。令和 6 年度予算に向けて市教育委員会（以降、「市教委」という）は、いじめ重大事態調査報告書の作成を小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員へ委託するための計画を立て、そのための謝礼として 40 万円の予算を要望する書類を作成していたのだ。しかし令和 6 年度当初予算にはこれが一切計上されていない。ここで予算要望の流れが不明なため次の 2 つの可能性が考えられる。①最終的に市教委が予算要望をしなかったか、②予算要望したものの市長が承認しなかった、だ。なお、令和 5 年度予算に向けても市教委は同内容で提案事業調書をつくっていた。これも令和 5 年度予算へ反映されていない。

今回、具体的には、いじめ重大事態に関する令和 5～6 年度予算への予算要望資料を公開請求した。公開された令和 6 年度の第 1 期中期実行プラン提案事業調書 A には「いじめ重大事態調査報告書作成」という事業名で、提案事業の概要欄に「調査報告に係る委員謝礼を措置する。」とある。事業効果の欄には「これまでは、指導課が事務局として、対策委員会からの指示により、調査報告書の作成補助を行っているため、対策委員会委員が自ら作成することで、透明性、公平性を示すことができる。」とある。またその他の欄には「他市町村では、教育委員会事務局が作成を行わず、対策委員会で作成している事例がある。令和 5 年 9 月市議会の一般質問において、透明性、公平性の観点から対策委員会が調査報告書を作成すべきとの質問があった。」とある。また同提案事業調書 B には「報告書執筆 10,000 円×20 ページ×2 件=400,000」の事業費が示されている。歳出予算総括表（事業別）には、報償費の中に「いじめ重大事態調査報告書作成」の項が追加され 40 万円の費用が計上されている。一方、令和 5 年度の第 1 期中期実行プラン提案事業調書 A には、事業名としては「いじめ重大事態の対応拡充」となっているものの、概要欄には令和 6 年度とまったく同じ内容が書かれている。事業効果やその他の欄には調査報告書作成についての記載はないが、同提案事業調書 B には、令和 6 年度分と同様に「報告書執筆 10,000 円×20 ページ×2 件=400,000」と書かれている。ただし歳出予算総括表（事業別）の方にはこの 40 万円の記載がない。

これまでいじめ重大事態の調査報告書を第三者に書いてもらうよう要望しても、市教委は一切対応しないと考えていた。本年 6 月に請願（第 7 号「いじめ重大事態の調査報告書について原案の文章を第三者が作成し提言の実施状況を報告すること等を求めることについて」）も全会一致で採択していただいた。しかし実は市教委は裏では計画を立て、予算要望の書類をつくっていた。その予算要望に対し、もし上記②の状況であれば、市長が予算要望を拒んでいたことになる。この状況から推察するに、市長は問題の深刻さをまったく理解せず、市教委が矢面に立っている状況を目の当たりにしながら、市教委が提案した改善の手立てを、市民が見えないところで握りつぶすような非道なことをしていたのではないかと。

以上の理由から、事実関係の確認と、請願（第 7 号）について取り組む姿勢とともに市長の考えを問う。

1. 公開された公文書に示された通り市教委は予算要望したのか。それとも書類はつくったが要望しなかったのか。
2. 1 の予算要望がなされていたとすると、市教委はいじめ重大事態調査報告書の作成を第三者に委託するため 40 万円の予算要望をしていたことになるが、市長はなぜこれを承認しなかったのか。
3. 本年 6 月に全会一致採択された請願（第 7 号）を市長はどう受け止めているか。
4. 本年 6 月に採択された請願（第 7 号）の対応進捗状況と、それに対する市長の考えは。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 8 月 23 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】

27	26	25	24